



お子さんのための養育費を取り決めていますか？

養育費確保に要した経費(一部)を補助します



ひとり親（離婚前の方含む）の 養育費に関する公正証書作成等に要した費用、
保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結した際の費用 を一部補助します。

どんな支援内容なの？

対象者

申請時において県内に居住し次の要件を満たす方

- ・ひとり親（離婚前の方含む）で、養育費の取り決めの対象となる児童を養育している方
- ・過去に他市等への申請を含め、同様の申請をされていない方 等



補助対象

強制執行認諾約款付きの

1年以上の

公正証書作成等費用

- ・公証人手数料
（養育費に係る部分のみ）
- ・家庭裁判所の調停等に要した収入印紙代
- ・戸籍謄本の取得に要した手数料

保証契約における保証料

- ・保証会社と養育費保証契約を締結する際に要した経費（本人負担分）
- ・戸籍謄本の取得に要した手数料

申請の流れ

事前相談 （※作成・締結された後でもご相談ください。）

「公正証書作成等」

「養育費にかかる保証契約締結」

（令和7年度中に作成・締結され、かつ、申請されたものが補助の対象となります。）

補助金の交付申請（申請書等必要書類を奈良県スマイルセンターへ提出）

（審査）

補助金の交付・不交付の通知

詳しくは裏面をご覧ください。

どうぞお気軽にご相談ください。

奈良県スマイルセンター

TEL 0742(24)7624

8:30~17:00 日・祝・年末年始を除く

奈良市西木辻町93-6 エルトピア奈良2F

奈良県スマイルセンターは、母子家庭の母、父子家庭の父、
寡婦の方、離婚を考えている方を支援するための
奈良県・奈良市を実施主体とする機関です。



JR奈良駅東口から徒歩10分
近鉄奈良駅から⑨バスのりば
市内循環内回り「瓦町」下車すぐ



申請手続きについて

	公正証書作成手数料の補助	保証契約における保証料の補助
補助対象者	・養育費の取り決めに係る債務名義（公正証書は強制執行認諾約款付きのもの）を有している者 （令和7年度中に作成した場合に限る。） ・養育費の取り決めの対象となる児童を現に養育している者 ・補助対象経費について、奈良市・生駒市の同等事業で補助金等を受給されていない者、または受給予定でない者	・養育費の取り決めに係る債務名義を有し、保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している者 （令和7年度中に締結した場合に限る。） ・養育費の取り決めの対象となる児童を現に養育している者 ・過去に同一の児童を対象として、同様の補助金を受給されていない者、または受給予定でない者
申請時期	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
申請に必要な書類	☐ 奈良県ひとり親養育費確保事業補助申請書 兼 実績報告書 （奈良県スマイルセンターにあり。または奈良県ホームページからダウンロードも可） ☐ 公正証書等、養育費の取り決めに交わした文書 ☐ 公正証書作成手数料等の補助対象となる経費の領収書 ☐ 申請者および対象児童の戸籍謄本 （または戸籍抄本と世帯全員の住民票） ☐ その他（補助対象者であるという証明書類 等）	☐ 奈良県ひとり親養育費確保事業補助申請書 兼 実績報告書 （奈良県スマイルセンターにあり。または奈良県ホームページからダウンロードも可） ☐ 公正証書等、養育費の取り決めに交わした文書 ☐ 保証会社と締結した養育費保証契約書 （保証期間が1年以上のもの） ☐ 養育費保証契約の締結費用等の補助対象となる経費の領収書 ☐ 申請者および対象児童の戸籍謄本 （または戸籍抄本と世帯全員の住民票） ☐ その他（補助対象者であるという証明書類 等）
補助上限額	43,000円	50,000円



奈良県スマイルセンターへ電話でご予約のうえ
必ず申請者本人がお越しください

奈良県スマイルセンター TEL : 0742-24-7624

